

4 生きものの生育・生息状況

(1) 植生

清瀬市の台地には、畑が広がり、街道沿いや河川に沿った段丘崖上にはケヤキやシラカシなどの大木を中心とした屋敷林が散在しています。雑木林は段丘崖上や台地部分に多く、クヌギやコナラといった落葉樹で構成されており、冬にはクヌギの葉が見事なオレンジに色づき、春には林床にキンランが黄色い花を咲かせる様子が見られます。キンランはクヌギやコナラなどの樹木の根につく菌類を介して土の中から養分を吸収しています。そのため、庭や校庭に移植しても生きていきません。様々な生きものがお互いに関わり合う雑木林だからこそ、毎年花を咲かせることができます。



中里のクヌギ林



中里緑地保全地域のキンラン

(2) 野生動物

1) 鳥類

柳瀬川の周辺は、湧水で潤った湿地林、河川両岸に続く崖線林、開けた畑、自然公園など多様な環境に恵まれた水と緑の豊かな自然域で、年間を通して多種の野鳥が確認されています。特に金山調節池は市内で最も野鳥の多い場所であり、カワセミをはじめとしてカルガモ、モズ、コチドリ、クサシギ、餌場として飛来する猛禽類など100種程の野鳥が観察できるスポットとして知られ、バードウォッチングや撮影をする多くの人達でにぎわっています。



カワセミ



クサシギ

中里緑地保全地域の崖線林は、空堀川とせせらぎ公園に平行して長く続いています。その崖線林には、カタクリや貴重な野草の群生地であり、水と緑が連続した環境には、美しいカワセミやカルガモ、藪を好むウグイス、コジュケイなどの野鳥も多く、整備された雑木林では、ルリビタキ、アカゲラなども生息しています。



ウグイス



アカゲラ

多摩有数のアカマツ林が残る病院街の中に、雑木林が残された松山緑地保全地域があります。病院街には、病院、学校、公園などに含まれる多様な緑地が一体となって独特の景観をつくっており、樹木が多く野鳥の生息域で、メジロ、カラ類、シロハラ、ビンズイや、猛禽類も頻繁に飛来し、オオタカやツミの営巣も確認されています。



ビンズイ



オオタカ

2) 魚類・両性類

2015年5月の柳瀬川(台田団地付近)では、アユ、オイカワ、モクスガニの生息が確認されています。また、同年10月の調査では、ヌマチチブ、ジュズカケハゼ、ナマズが確認されています。



オイカワ

柳瀬川の増水対策施設である金山調節池には、増水時に多量の水が流れ込み、その際に柳瀬川に生息する魚類も入り込みます。金山調節池に生息するメダカやオイカワもその影響で入り込んだものと考えられています。水質悪化により個体数の減少が懸念されているメダカですが、豊富な湧水を湛える金山調節池では見事に繁殖しています。

また両生類では、日本固有種であるニホンアカガエルが確認されています。各地の田んぼや湿地といった生息適地が減少しており、東京都レッドリストの絶滅危惧種に挙げられていますが、金山調節池には安定的に生息していると思われます。



メダカ



ニホンアカガエル

3) 昆虫類

清瀬市には数多くの昆虫類が見られ、チョウ類の種数も豊富でしたが、近年は姿を消してしまったものがあります。ゴイシシジミやコチャバネセセリも三十年ほど前までは当たり前に見られていましたが、ここ最近で数が激減してしまいました。そのため、松山緑地保全地域等の、チョウ類の生息に適した緑地の保全が今後より一層求められます。



ゴイシシジミ



コチャバネセセリ

清瀬市で見られる昆虫類では、トンボ類も非常に種類が豊富です。トンボたちはたとえ小さな水面であっても、上空から水面の反射を見つけて下りてきます。

夏の金山緑地公園やせせらぎ公園では、日本最大級のヤンマであるオニヤンマが小川の上を悠然と飛行する姿が見られます。

そんなオニヤンマより身近に感じやすいのはギンヤンマです。ギンヤンマは都市部の公園や学校のプールにも現れ、水面に浮かぶ水草に産卵します。



オニヤンマ



ギンヤンマ

4) その他

清瀬市には前述したもの以外にも、様々な生きものが生息しています。東京都レッドリスト（北多摩）において、モグラ科のヒミズは準絶滅危惧、ウサギ科のニホンノウサギは絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。これらの生きものは環境の悪化により個体数の減少が加速すると考えられており、生息に適した環境の保全・管理が必要とされています。

5 生態系の特徴

本市の生物多様性に関する現況把握にあたっては、本章1で示した地形の観点から、(1)台地エリア、(2)柳瀬川及び空堀川の流域エリア、(3)河岸段丘エリアの3つのエリアに区分しました。

またその特徴とともに、それぞれのエリアの重要な拠点となる地域についてピックアップし、そのような地域を生物多様性重要配慮地域と定義しました。

(1) 台地エリア

【エリアの概要】

このエリアは、前述のとおり古多摩川がつくった扇状地で、比較的平坦な地形をなし、様々な人間活動に利用されてきた地域です。そのため、このエリアにおける生きものの生育・生息する箇所は、そのほとんどが意図的に保護され、またはつくられた場所に限定されます。

このエリアの代表的な植生として、雑木林が挙げられます。しばしば「武蔵野の雑木林」と呼ばれ、市民に親しまれてきましたが、このエリアが平坦な土地であることから開発が進み、その多くが失われてしまったことから、残された緑地の保全活動が進められてきました。その代表的な箇所が松山緑地保全地域、御殿山緑地保全地域、中里一丁目緑地です。

その他にも、梅園・竹丘の病院街と呼ばれる地域では、整備された昭和30年代から比べると減少しているとはいえ、病院環境の維持のために植栽された植物がまた多く構内に残されています。また、けやき通りに代表される街路樹の並木や屋敷林など、市街地のなかにも貴重なみどりが残されているエリアです。

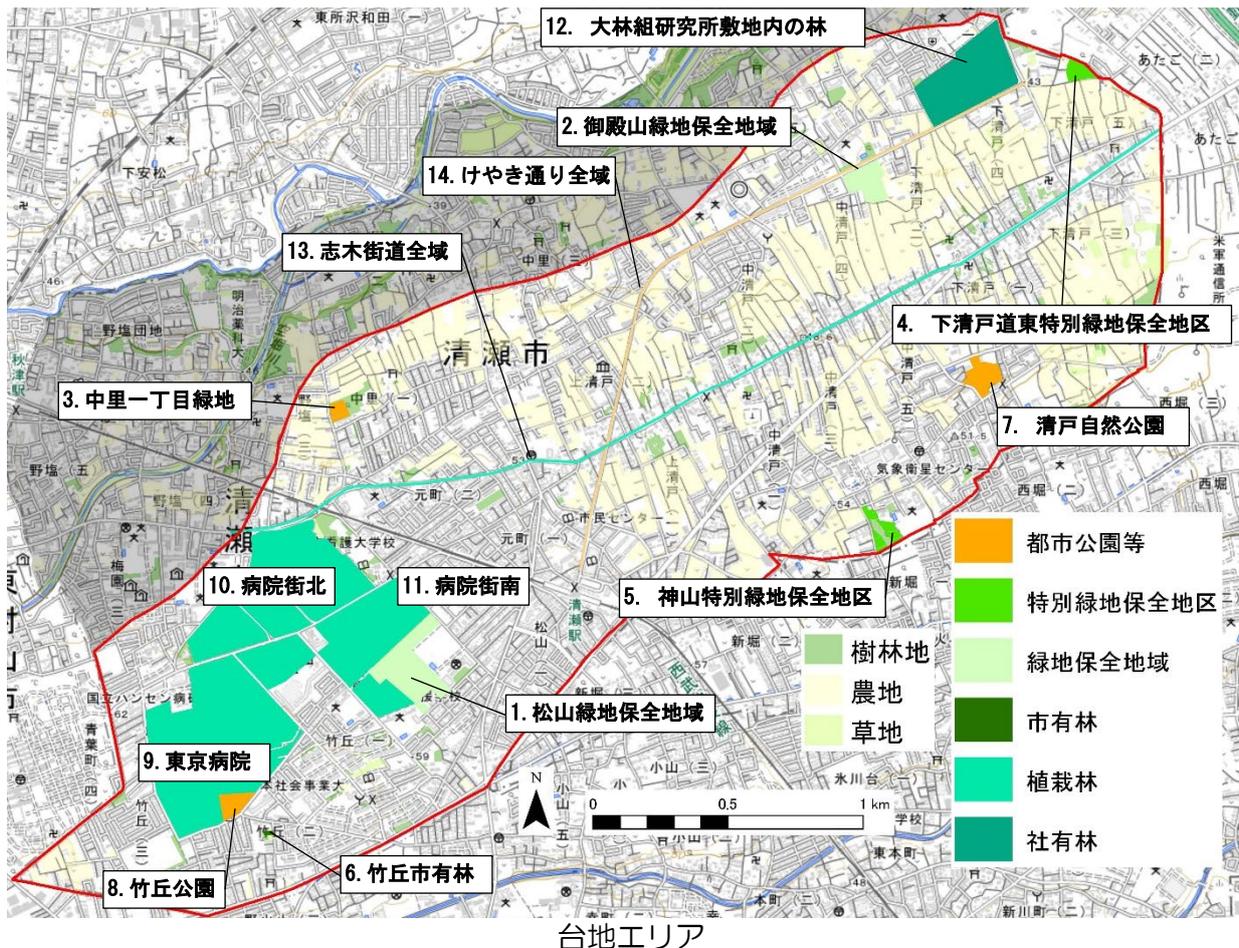
【エリアの課題】

- 緑地ごとの管理方針（萌芽更新など）を立て、各緑地の自然を適切に維持・管理するための作業を計画的に行う必要があります。
- 外来植物や外来種の防除により、地域の固有の自然環境を守っていく必要があります。

第2章 みどりの現状と課題

【主要な拠点（生物多様性重要配慮地域）とその概要】（調査協力：清瀬の自然を守る会）

エリア	N0	拠点名	地区	特徴	重要生物種
台地エリア	1	松山緑地保全地域	松山3	アカマツを多く含む雑木林 旧結核研究所附属病院跡地の巨木を含む半植栽林	オオタカ、アカマツ、ヤマザクラ、フデリンドウ、スマレ類、ヒマラヤスギ、プラタナス、ゴイシジミ、コチャバネセセリ
	2	御殿山緑地保全地域	中清戸4	南側に畑地が連続する武蔵野の雑木林本来の面影を残す地域	カタクリ、キンラン、ギンラン、サイハイラン、フデリンドウ、ウラシマソウ、シラカシ、アカシジミ、甲虫類
	3	中里一丁目緑地	中里1	イヌシデ、ヤマザクラを含む雑木林（平地林）	キンラン、ギンラン、サイハイラン、スマレ、ヤマユリ、チゴユリ
	4	下清戸道東特別緑地保全地区	下清戸5	クヌギ、コナラ主体の雑木林（平地林）	キンラン、ゴンズイ、マユミ、ムラサキシキブ
	5	神山特別緑地保全地区	中清戸3	クヌギ、コナラ主体の雑木林（平地林）	キンラン、ギンラン、サイハイラン
	6	竹丘市有林	竹丘3	クヌギ、コナラ主体の雑木林（平地林）	キンラン、ギンラン、ウグイスカグラ
	7	清戸自然公園	下清戸1	クヌギ、コナラ主体の雑木林（平地林）	キンラン、ツリバナ、コゴメウツギ
	8	竹丘公園	竹丘3	アカマツ、ヤマザクラを含む雑木林、野草園	キンラン、ギンラン、マヤラン、チゴユリ、エノキの巨木、チョウ類
	9	東京病院（社会事業大学含）	下清戸1	植栽林の混合、サクラ並木	キヌタソウ、トチノキ群、カツラ、イイギリ、ウメ、ヤブニッケイの名木、ケヤキ並木、甲虫類
	10	病院街北区域（中央公園・看護大学校・小児病院跡地・リハビリテーション学院跡地）	梅園1	植栽林の混合林	アカマツ林、ボダイジュ（リハビリテーション学院跡地）、エノキ（中央公園）
	11	病院街南区域（複十字病院・救世軍清瀬病院・清瀬高校）	竹丘3・1	植栽林の混合林	アカマツ林（清瀬高校）、ヤエザクラ（複十字）
	12	大林組研究所敷地内の林	下清戸4	事業者の研究実験林として整備されたラン研究拠点	キンラン、ギンラン、ササバギンラン、サイハイランなど多数自生し、長年研究が続けられている
	13	志木街道全域（ケヤキ並木と屋敷林、水天宮・日枝神社の社叢林）	上清戸1～下清戸5	ケヤキ並木と点在する屋敷林、社寺のケヤキ巨木、水天宮の社叢林	ケヤキの古木群、杉の巨木
	14	けやき通り全域（清瀬駅北口～たから幼稚園・郷土博物館）	上清戸1～下清戸4	市のケヤキ並木が続く緑豊かで美しい景観の道路	ケヤキ並木



(2) 柳瀬川及び空堀川流域エリア

【エリアの概要】

本市を流れる柳瀬川と、その支流である空堀川は、洪積世の時代には古多摩川とは関係なく、狭山丘陵を水源として、水量や流速も現在よりも大きく、川幅も広がったとされています。

その後沖積世になり温暖期に入ると、海面の上昇が進んで流れがゆるやかになり、河床に土砂が堆積していき、沖積層を形成していきましたが、柳瀬川の沖積地帯は細長かったため、広い面積の水田地帯へは発展していきませんでした。

一方の空堀川はこのような沖積地帯をほとんど持っていません。これは、空堀川が古くからその流路や川幅を変えることなく、洪積台地の限られた細い線上を流れ、ローム層下の砂礫層を削るところまでいかず、砂礫層を河床としていたことを物語っています。両河川はこのような形成過程を持っていますが、現在では大規模な河川改修が行われたことにより、大きくその形態を変えています。

この柳瀬川と空堀川の一部は、「柳瀬川回廊」として整備され、豊かな自然を残す水辺環境が残されてきており、多くの生きものが生息するスポットも多く存在します。特に、柳瀬川の洪水対策を目的に整備された「金山調節池」は、様々な植物や水生生物が生育する湿地として整備されて、市内最大のビオトープとなっています。

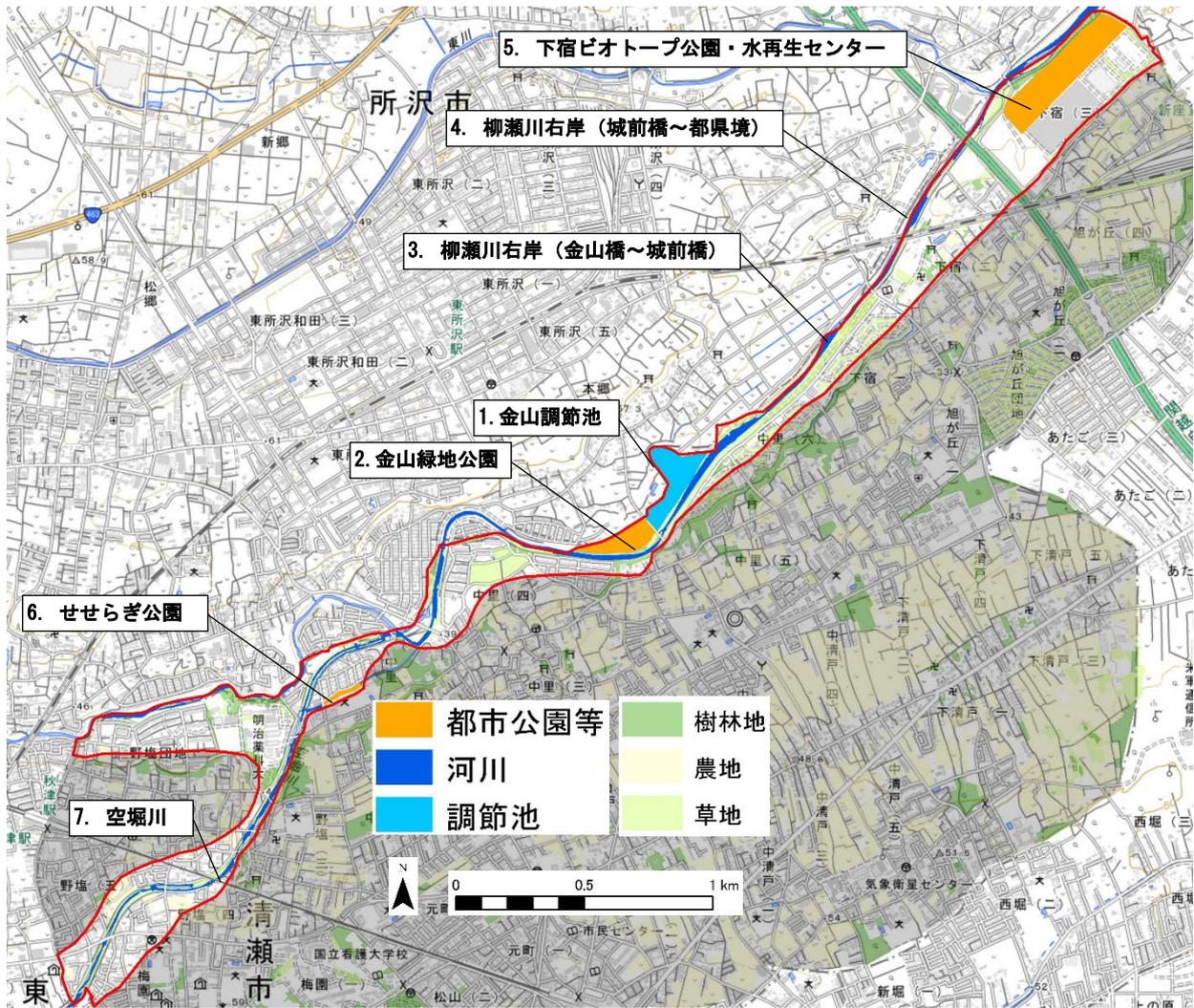
第2章 みどりの現状と課題

【エリアの課題】

- 柳瀬川河川敷のエリアは、近年多くの人が集まり、バーベキューや釣りなどのレクリエーションを楽しむ場となっていますが、その一方で、これに伴うごみの放置や騒音などによる、環境や生態系への悪影響が懸念されています。
- 柳瀬川流域の土手の植生は、外来植物の繁殖地となる懸念があり、適切な管理を行う必要があります。

【主要な拠点（生物多様性重要配慮地域）とその概要】（調査協力：清瀬の自然を守る会）

エリア	NO	拠点名	地区	特徴	重要生物種
柳瀬川及び空堀川流域エリア	1	金山調節池	中里 4	多様な湿地植物、市最大のビオトープ	ヤナギ類、ミズタガラシ他湿地帯植物群、カワセミなどの野鳥、コムラサキ、オニヤンマ、バッタ類（トゲヒシバッタ、ツマグロバッタ、シヨウリュウバッタモドキ）
	2	金山緑地公園	中里 4	池と湿地、雑木林を配した多様な自然公園	ナンジャモンジャ、県境エノキ群、コブシ、アズキナシなど名木、トンボ類（ギンヤンマ、チョウトンボ）、ノコギリクワガタ、クロアゲハ
	3	柳瀬川右岸 金山橋～城前橋	中里 6 下宿 1	サクラ並木の遊歩道が続く回廊、土手の自然植生群（ノジトラノオ、アキカラマツ、イヌゴマ）	センダン、ネムノキ、ミズキ、クサギ、ノジトラノオ、ヤマハタザオ、ナンテンハギ、ウマノスズクサ、ゴマダラチョウ、バッタ類
	4	柳瀬川右岸 城前橋～都県境	下宿 2	河川道沿いのフェンスで仕切られた河川側に貴重な植生が残る。サイカチ林	レンブクソウ、ニリンソウ、アキカラマツ、センニンソウ（群）、ウマノスズクサ、ノカンゾウ
	5	下宿ビオトープ公園・ 水再生センター	下宿 3	水再生センターの豊富な水を活用した、生物多様性豊かなビオトープが管理されている。	トンボ類、チョウ類、ウマノスズクサ、サジオモダカ
	6	せせらぎ公園	中里 2	旧河川を利用したせせらぎの流れを公園とした市民の憩いの場	ハナウド、ウバユリ、ウマノスズクサ、キツネノカミソリ、チョウ類（ジャコウアゲハ、カラスアゲハ）、フユシヤクガ類
	7	空堀川 野塩橋～清瀬橋	中里 2 野塩 1	河道内の樹木と自然植生を有する河川。通常時は川の流れが少ない都市河川。	クワ・エノキ等



柳瀬川及び空堀川流域エリア

(3) 河岸段丘エリア

【エリアの概要】

このエリアは、台地エリアと柳瀬川及び空堀川流域エリアの間に位置し、武蔵野台地と河川域が接する部分となります。面積的には小さいながら、市内で最も生物多様性が豊かな地点でもあります。

柳瀬川及び空堀川両河川の段丘エリアには、傾斜地で開発を免れたことにより、広範囲にかけて連続した樹林が残っています。なかでも「中里緑地保全地域」は自然度の高い地域であり、国内有数の貴重な植生が見られます。また、段丘崖の下部からは湧水の流出が見られる箇所があり、その環境に適応した様々な植物の生育を見ることができます。

【エリアの課題】

- 本市の特徴的な生物多様性を残したエリアであるため、現在のまとまった緑地の規模をできる限り維持し、東京都・市・自然保護団体・市民で協働して保全していく必要があります。

6 前計画からの課題

(1) 前計画の目標

1) 緑被率

前計画策定時の調査では緑被率 40.1%（平成 22 年度（2010 年度）3 月末）で、前計画の目標は「現状維持」でしたが、改定に伴う令和元年度（2019 年度）調査では、36.9%でした。減少の原因は、農地の減少によるところが多い状況でした。

2) 施設・場所の目標

達成状況：○おおむね達成 △継続する必要がある

施設・場所	目標	達成状況
公共施設等のみどり	児童・生徒参加による学校及びその周辺の環境学習の場の整備や、市民参加による公共施設のみどりの整備など、多様な生物が生息できるみどりを視野に入れた取り組みを推進します。	○
公園のみどり	新しい公園の整備、古い公園のリニューアルに加え、市民参加による公園整備や、施設の管理運営を視野に入れ、市民が身近に感じる公園づくりを推進します。	△
道路のみどり	高木・老木化した街路樹の更新・剪定や、市民参加の落ち葉掃きなどにより、明るく快適な歩道や魅力的な道路わきのみどりの創生を目指します。	△
住宅地、商店街のみどり	屋敷林、生け垣等を含む住宅地のみどりの管理や、市民参加による商店街の緑化等を推進し、みどりが適切に管理された美しい街並みを維持します。	○
雑木林	定期的な伐採に伴う萌芽更新や、落ち葉掃きを含めた雑木林の管理の方針を策定し、その実践は、市民団体、企業、行政で連携をとりながら進め、適切な資源利用を推進します。	○
水辺のみどり	治水に配慮しながら、多様な生物が生息する多自然の水辺の創生を東京都と協力して行い、安全で景観の優れた水辺のみどりの環境を維持・創生します。	○

(2) 前計画の施策の検証

1) 公園の整備と維持管理

(仮称)花のある公園、松山自然遊園、野塩西原児童遊園の用地購入や中里一丁目緑地の拡大指定と用地購入を進めました。また、貴重な植物が残る野塩一丁目内の緑地を寄付により取得しました。一方、金山緑地公園の駐車場の整備と有料化、神山公園の広場のハイブリッド芝生への改修、市内公園等のトイレの洋式化などの整備を進めました。

2) 街路樹の維持管理

けやき通りのケヤキ診断、けやき通りの剪定計画に基づく剪定など街路樹の維持管理を進めてきました。

3) 雑木林の保全と維持管理

神山特別緑地保全地区・中里一丁目緑地の拡大指定・購入、立ち入り防止柵の設置を行いました。また、下清戸道東特別緑地保全地区、神山特別緑地保全地区、中里一丁目緑地の萌芽更新を進め、発生した木材は薪材などとして市民に利用していただくため、一般配布も行いました。萌芽更新に関連して、平成24年度(2012年度)からオオムラサキの飼育を開始しました。

4) 公共施設緑化の推進

「公共施設のみどりの管理方針」を作成し、実践をしています。また、市管理の公共施設内のマツ枯れ防除も行いました。

5) みどりのまちづくりへの市民協働の推進

平成30年度(2018年度)に花の管理ボランティア制度を開始しました。また、令和元年度(2019年度)には「(仮称)花のある公園」の開園に向け、市民ワークショップも開催しました。

6) みどりの普及・啓発

刊行物「清瀬の野鳥」や「清瀬の川物語」を発刊しました。また、「名木・巨木百選」と清瀬市保存樹木を対象に樹名板を設置しました。

(3) 今後の課題

1) 確保されたみどりの維持管理

- みどりの確保によって、公園数や特別緑地保全地区の面積は増加しました。しかしながら、既に確保されたみどりに対して、さらなる整備や維持管理を望む市民の声もあります。そのため、これまで確保したみどりの質を向上させ、いかに有効に活用するかが重要です。
- 財政状況が厳しいなかで、事業に必要な財源を生み出す工夫が求められます。そのためには民間ノウハウの利用など、効果的なみどりの活用手法の検討が必要です。

2) 多様な主体との連携の向上

- 市民との協働によって維持管理されているみどりが数多くありますが、高齢化などにより参加者の減少が懸念されます。そのため、みどりに関わる担い手を広げていくことが必要です。
- みどりを将来に引き継ぐためには、子供たちがみどりの意義を理解することが重要です。そのため、学校教育との連携など、環境教育をより一層推進していくことが必要となります。

3) 生物多様性の保全

- みどりの多様性は、生きもの多様性に大きく影響します。雑木林や屋敷林などを維持し、引き続き保全していくことが必要です。また新たなみどりの創生においても、生物多様性に配慮した緑化が行われるように、基準や手引きとなるものの整備が重要になります。
- 生物多様性についての認知度（言葉を聞いたことがあり、意味を知っている）は市民の約4割にとどまっています。生物多様性に関する情報発信を推進し、一層の理解と協力を促す必要があります。

7 みどりに関わる社会情勢や国・都の動き

(1) 社会経済情勢の変化

- ・少子高齢化の進行により、地域社会を支える生産年齢人口が減少していくものと推計され、地域の活力低下や地域コミュニティの希薄化などが懸念されます。また、人口減少社会の到来により、人口減少を前提としつつ、既存ストックを有効に活用し、都市の質を高めていくことが重要です。
- ・市民のライフスタイルや価値観は多様化していますが、環境に配慮した行動は徐々に浸透してきています。今後は、緑化や緑地の保全によるヒートアイランド現象の緩和、公共交通機関の利用促進に伴う自家用車利用の抑制や再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現などの環境に配慮した低炭素まちづくりへの取り組みが求められています。
- ・全国で、大規模地震、台風や集中豪雨等の自然災害による被害が多発しており、地域の安全・安心に対する市民の関心が高まっています。ハード面での防災・減災対策を進める一方で、防災意識の向上や、コミュニティを基盤とした地域での防災組織の強化といったソフト面での体制整備を進め、安全・安心な都市づくりを進めていくことが求められています。
- ・新型コロナに対応した「新しい生活様式」の定着が求められるなか、開放空間である公園・緑地は、健康維持、ストレス発散、コミュニケーションの場として、新たな価値が見出されています。

(2) 環境問題の多様化

- ・自然災害の脅威が高まり、市民の暮らしに大きな影響が生じる中で、都市における公園などのオープンスペースが発揮する防災面の役割など、暮らしの安全・安心への期待が増大しています。一方、豪雨及び強風に対する脆弱性の観点から、管理されず巨木化し老木化が進む緑の管理の重要性も増大しています。
- ・樹林地や草地の手入れ不足及び開発などによる種の減少・絶滅、外来種移入による生態系のかく乱などにより、生物多様性は、人の活動の影響によって危機にさらされています。
- ・ヒートアイランド現象が発生する主な要因の一つに、コンクリートやアスファルトなどによる地表面被覆の人工化があり、これは緑の量の減少と大きく関わっています。

(3) 根拠となる法令などの改正

1) 都市緑地法

- ・「緑の基本計画」の記載事項が拡充されました。(都市公園の管理の方針、農地の緑地としての政策への組み込み)
- ・緑の担い手として民間主体を指定する制度が拡充されました。
- ・民間主体がオープンアクセスの市民緑地を設置・管理する市民緑地認定制度が創設されました。

2) 都市公園法等

- ・民間事業者による公共還元型の収益施設の公募設置管理制度（Park-PFI）が創設されました。
- ・都市公園の占用許可対象として、保育所などの社会福祉施設が追加されました。
- ・公園内の PFI 事業に係る設置管理許可期間が延伸されました。
- ・公園の活性化に関する協議会が設置可能になりました。

3) 生産緑地に関わる法令

- ・特定生産緑地制度が施行され、買収の申出が可能になる期日を 10 年間延長できるようになりました。
- ・都市農地貸借法が制定され、生産緑地の貸借が可能になりました。
- ・生産緑地地区の面積要件を市区町村が条例で引き下げ可能になりました。
- ・生産緑地地区内で直売所、農家レストランなどの設置が可能になりました。
- ・新たな用途地域の類型として田園住居地域が創生されました。

(4) 関連する国の動き

1) 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針 改定版

「持続可能な開発目標」(SDGs)とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

この中で、グリーンインフラへの転換、住み続けられるまちづくり、気候変動への具体的な対策、海や陸の豊かさなどが示され、行動が求められています。みどりの創生、維持などの面からもこれらに応え、寄与していくことが重要になります。



持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標（抜粋）

2) 地球温暖化対策計画、気候変動適応計画

気候変動対策として、平成28年(2016年)に策定された地球温暖化対策計画では、都市における緑地や農地の保全などにより熱環境の改善を通じた都市の低炭素化を推進することが示されており、緑の保全や創生などの取り組みが重要となっています。

また、平成30年(2018年)には気候変動適応計画が策定されました。適応策とは、地球温暖化などの気候変動により既に生じている、または将来予測される影響の軽減を目的とした施策のことです。都市のヒートアイランド現象の進行や熱中症の増加が懸念されるなか、緑に関する適応策としては、屋上緑化や緑のカーテンなどがあります。植物は直射日光を遮り、日かげを提供するだけでなく、植物に含まれる水分の蒸発などでも気温の低減に寄与します。

3) 生物多様性国家戦略2012-2020

令和2年度(2020年度)までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、「①生物多様性を社会に浸透させる ②地域における人と自然の関係を見直し、再構築する ③森・里・川・海のつながりを確保する ④地球規模の視野を持って行動する ⑤科学的基盤を強化し、政策に結びつける」の5つの基本戦略を設定し、多くの施策を実施してきました。現在、2050年での「自然との共生の実現」に向けた次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討を開始しています。

また、「緑の基本計画」に生物多様性確保の視点を反映するため、平成23年(2011年)に都市緑地法運用指針を改正し、生きものの生息・生育環境を改善するなど緑地の質の向上や、緑地の適正な配置による有機的なネットワークの重要性を示しています。

4) 新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備などの社会状況を背景に「量の整備を急ぐステージ」から「緑とオープンスペースが持つ多機能性を引き出すステージ」へ移行すべきとして、以下の重視すべき観点を示しています。

【重視すべき観点】

- ・ストック効果向上：整備・面積の拡大重視から、まちづくり全体での利活用重視へ
- ・民との連携の加速：行政主体の整備、維持管理から市民やNPOなどの主体的な活動の支援や民間施設との積極的な連携へ
- ・都市公園の柔軟な利用：硬直的な都市公園の管理から地域ニーズに応じた弾力的な運用やまちづくりの一環としてのマネジメントへ

5) グリーンインフラ推進戦略

自然災害の激甚化、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進するため策定されました。

【グリーンインフラの活用を推進すべき場面例】

- ・気候変動への対応：植栽による蒸発散効果を活用した暑熱緩和対策など

- ・投資や人材を呼び込む都市空間の形成：自然豊かで居心地が良い魅力ある都市空間の形成による人材、事業者、民間投資の呼び込みなど
- ・都市空間の快適な利活用：インフラの更新・改良、公的施設の再編や個別の民間開発に際する緑と水のネットワークの形成の推進など
- ・生態系ネットワークの形成：多自然川づくりや緑地の保全、分断化された自然をつなぐことによる生きものの生息・生育環境の保全など
- ・豊かな生活空間の形成：公園、緑地、河川、水辺空間などを活用して人々が自然とつながりながら環境教育、レクリエーション、健康増進、景観づくり、防災対策といった多様な活動を展開する生活空間の形成など

(5) 関連する都及び区市町村の動き

1) 緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～

生物多様性の危機を背景に、緑施策のこれまでの取り組みと、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめた戦略で、都の生物多様性地域戦略の性格をもつものです。緑施策の方向性と、主な施策展開は以下のとおりです。

① まもる～緑の保全強化～

- ・既存の緑の保全

丘陵地や崖線など、まとまりや広域的な連続性を持ちネットワークの拠点・軸となる緑について、東京全体の水と緑のネットワークの形成や希少種の生息・生育状況などの情報も踏まえ、「緑確保の総合的な方針」に基づいた各種緑の保全制度の活用や、都民・NPO・緑の保全に意欲のある事業者など、民間部門の主體的な取り組みを引き出し、計画的、重点的な保全の推進を示しています。

- ・外来種対策

既に移入が確認されている外来種のうち、生態系に与える影響が大きな種の駆除について、公民が連携して取り組めるよう、生息状況や駆除の必要性について情報を共有できる仕組みを検討します。また、新たな移入を未然に防ぐため、飼えなくなったペットを野外に逃がすような意図的な外来種・移入種の放逐が生態系に及ぼす影響について、広い意識喚起を掲げています。

② つくる～緑のネットワーク化～

- ・緑化計画書制度による都市緑化の誘導

緑化計画書制度の運用を通じて、民有地の緑化を推進するとともに、都有施設の緑化を進め、未利用都有地の緑化や都営住宅などの建て替えに合わせた緑化を推進します。また、将来的には、開発行為が生態系に与える影響を緩和する新たな緑化計画書制度のあり方を示しています。

- ・グリーンロード・ネットワークの形成・充実

緑あふれる都市東京の実現に向け、緑のネットワークの拠点となる都市公園を整備し、公園・緑地などの緑の拠点をつなぐ幹線道路の街路樹の整備、河川沿いの緑化などを進め、グリーンロード・ネットワークの形成・充実を図っていくとしています。

- 学校の総合的な緑化の推進

校庭の芝生化や屋上・壁面の緑化により、地域における緑化推進拠点として、多様な生きものの生息、立ち寄り場所を創生する「緑の学び舎づくり事業」の公立小中学校における展開を示しています。

③ 利用する～緑の持続可能な利用の促進～

- 自然公園の利用

自然環境の大切さや魅力を実感、体感できるよう、学びと体験の場の創生と情報発信を挙げています。

- 生物多様性の持続可能な利用のための普及啓発

幼少期から生きものに触れ、生物多様性の重要性を肌身で実感することができるよう取り組みを進め、大人になっても緑の保全活動を推進していける人材を育てていくことが重要です。子供たちが生物多様性の重要性を体感できる学習機会の確保に向けた検討を進め、持続可能な社会の構築に向けて、若い世代から緑の保全活動への参画意識を高めることを示しています。

2) 都市づくりのグランドデザイン

目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策をしめす計画です。戦略の1つに、「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」を掲げ、東京の緑の総量をこれ以上減らさないことを原則として、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創生するとしています。

3) 東京が新たに進めるみどりの取組

「都市づくりのグランドデザイン」で示す都市像の実現に向けた、緑に関する取り組みをまとめたものです。方針と主な施策は以下のとおりです。

① 拠点・骨格となるみどりを形成する

- 「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定

新たな優先整備区域の設定と公園・緑地の整備の推進を掲げています。

- 「緑確保の総合的な方針」の改定

東京の緑の骨格となる崖線、丘陵地、河川などで守るべき緑を新たな確保地に位置づけ、保全の推進を掲げています。

② 将来にわたり農地を引き継ぐ

- 営農継続の支援

指定から30年を迎える生産緑地を特定生産緑地へ指定し、その保全・活用について示しています。

③ みどりの量的な底上げ・質の向上を図る

- 生物多様性に配慮したまちづくり

都市公園などを多様な生きものが生息・生育できるエコロジカル・ネットワークの拠点にし、生物多様性の保全、普及啓発を促進します。また自然体験を通じて広く生物多様性について学べる環境学習に役立つ施設の確保を掲げています。

④ 特色あるみどりが身近にある

・公共が保全・創生するみどり

公共施設において良好な既存樹木の活用や、景観に寄与する壁面緑化などの推進を示しています。

・民間が創生するみどり

緑化計画書制度を活用した民有地における緑の創生の誘導や、江戸のみどり登録緑地制度により、在来種植栽を推進し、生きものの生息・生育環境に寄与する質の高い緑地を創生し、多様な生きものと共生できる都市環境を目指すとしています。

4) 緑確保の総合的な方針（令和2年（2020年）7月改定）

特に減少傾向にある民有地の既存の緑やあらゆる都市空間への緑化等の課題に対し、都と区市町村とが合同で、都市計画を基本としたまちづくりの取組の方向性を明らかにし、計画的に東京の緑を確保していくことを目的とし、計画期間は令和11年度（2029年度）までです。

① 緑の減少傾向を緩和する

樹林地や農地に着目し、その減少傾向の緩和に努めるとともに、可能な限りオープンスペースとしての機能の継続を図っていきます。

② 骨格となる緑の系統を保全する

既存の緑を「系統※」に分けて整理し、系統自体を緑の骨格として保全することを目指します。

※系統：水と緑のネットワーク形成に資するもの（丘陵地、崖線、湧水、河川、上水など）、水と緑のネットワーク形成に資するものと連続し、かつて存在したもの（開発されてしまった崖線、埋め立てられた水路など）、それ以外で歴史的に地域に尊重されているもの（歴史的な街道の並木、屋敷林、社寺林など）

◆確保すべき緑を明らかにする

既存の緑を守るためには、どのように保全していくか、規制等の程度による確保の水準をあらかじめ設定しておく必要があります。この設定に基づいて、今後確保することが望ましい緑を、都と区市町村とが系統と水準に即してリストアップし、明らかにすることとします。

◆系統ごとに新たな施策を展開する（樹林地）

丘陵地や崖線の緑は、総合的・一体的な視点の下に施策の展開を図ります。都県境をまたぐ丘陵等の緑についても、関係する自治体と連携して取組を進めていきます。屋敷林や社寺林のように、散在しつつ、都内に広く残っている緑は、まちなかにおけるその重要性を啓発するとともに、継続して維持ができるよう、あらゆる角度から支援を検討していきます。平地林や河川の系統に属する緑は、特別緑地保全地区等の指定や都市計画事業といった既存の都市計画手法などを活用して、計画的に保全を進めていくこととします。

◆系統ごとに新たな施策を展開する（農地）

農地は、都市環境を維持するための環境保全機能、災害時の避難空間としての機能や火災の延焼を遮断・遅延する機能、農業体験等のレクリエーションの場や学習の場としての機能など多様な機能を有しています。農業の継続が困難となった場合に備え、これらの機能ができる限り継続して発揮できるよう、都と区市町村が連携して多様な施策の展開を促進するとともに、特に重要な農地は都市計画公園・緑地として「農的な空間」に位置付けるなどのほか、新たな農地の保全・活用の在り方を検討していきます。

◆社会全体で緑を支える仕組みづくりを構築する

樹林地等の緑の管理を、行政、都民、NPO、企業等が協働することで、民有地のまま、できる限り維持してもらう仕組みを育て、保全に努めていきます。あわせて、樹林地を所有していることで発生する様々な負担や不測の事態により所有者が維持できなくなった場合に、できる限り行政が対応していく仕組みも検討します。また、都市部における緑への関心の高まりを緑の保全や活用につないでいくような、自治体間や地域間の交流を活発化させていきます。

5) 都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年（2020年）7月改定）

「都市計画・緑地の整備方針」は、都と区市町村とが合同で作成した方針で、水と緑のネットワークの形成、災害に強い都市の実現、良好な都市環境の形成、質の高い生活環境の創生、地域の資源を生かした個性ある地域づくりを目標とするものです。計画期間は令和11年度（2029年度）までです。

基本方針は、以下のとおりです。

① 事業化計画に基づく事業の重点化

今後10年間で計画的、優先的に整備を進める区域を定める事業化計画を明らかにし、事業の重点化へ取り組み、地域住民の理解と協力を得ながら都市計画公園・緑地の早期実現を図ります。

② 民間事業者を含めた多様な主体の連携

公共事業者との連携はもとより、まちづくり計画の進行管理の重要な担い手である民間事業者等とも連携し、多様な主体による都市計画公園・緑地の整備を進めます。

8 みどりに関する市民意識

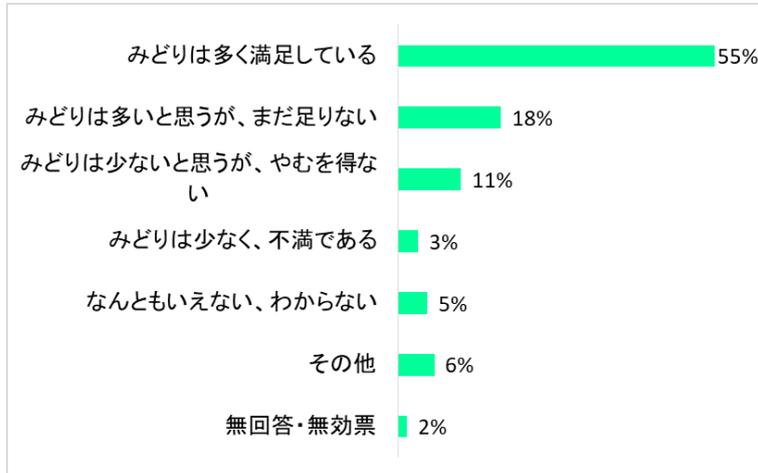
令和元年（2019年）11月に行なった「清瀬市の緑に関するアンケート」に基づき、市民のみどりに関する認識をまとめました。

(1) みどりについて

1) 清瀬市内（あなたの自宅周辺・通勤通学経路など、生活圏で結構です）のみどりの豊かさについて

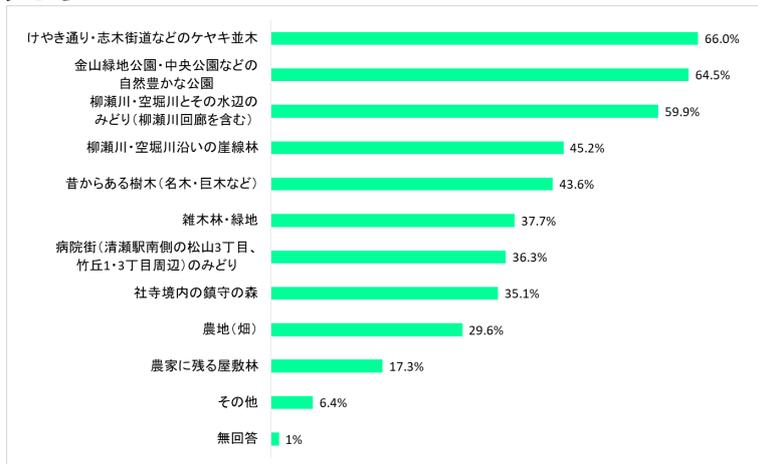
みどりの豊かさについては55%が「みどりは多く満足している」と答えています。

また、18%は「みどりは多いと思うが、まだ足りない」と答えています。



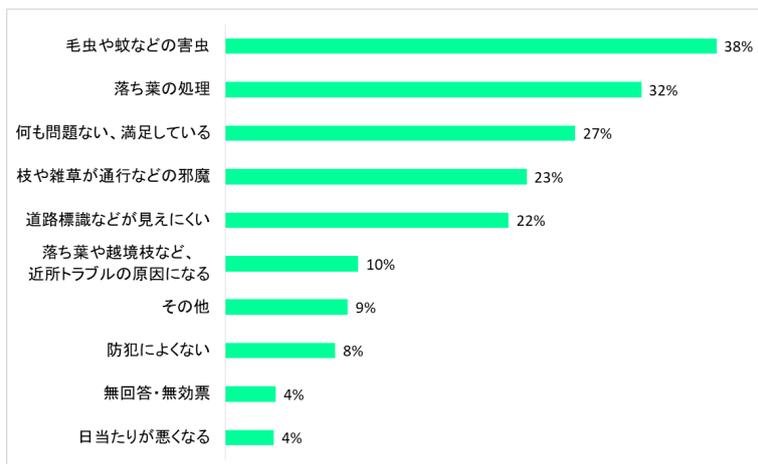
2) 清瀬市内で“残したいみどり”

残したいみどりは、「けやき通り・志木街道などのケヤキ並木（66.0%）」、「金山緑地公園・中央公園などの自然豊かな公園（64.5%）」、「柳瀬川・空堀川とその水辺のみどり（柳瀬川回廊を含む）（59.9%）」の占める割合が多い状況です。



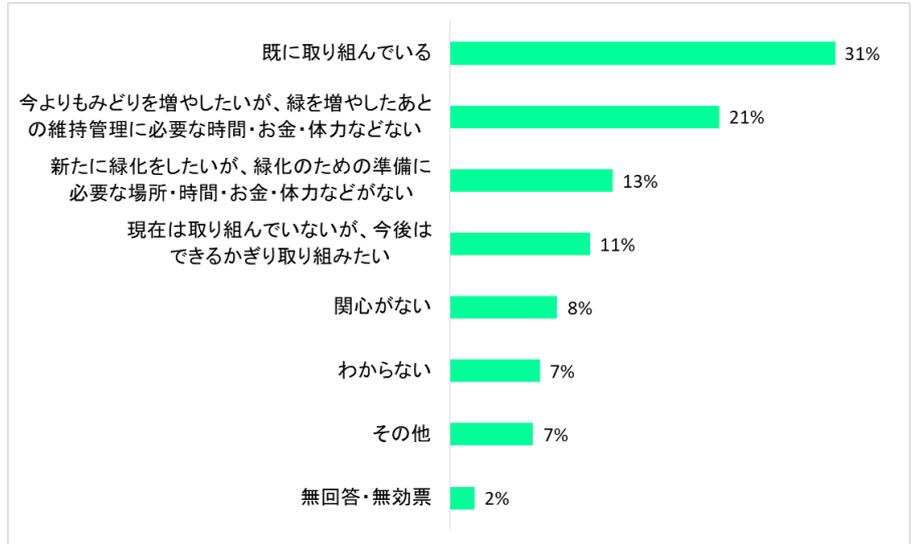
3) 日常生活のなかで、みどりに関して特に困っていること

みどりに関して特に困っていることは、「毛虫や蚊などの害虫」「落ち葉の処理」が30%を上回っています。



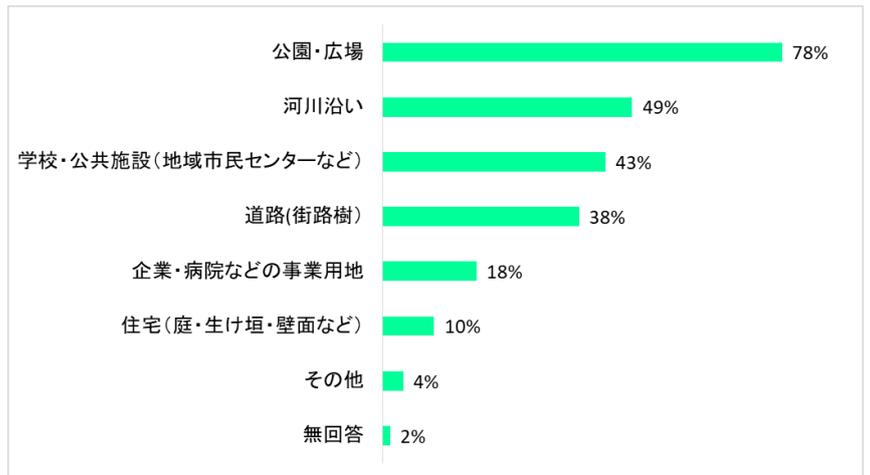
4) 自宅でできる緑化の取り組みについて

自宅でできる緑化の取り組みは、「既に取り組んでいる」が31%で最も多く、次いで「今よりもみどりを増やしたいが、みどりを増やしたあとの維持管理に必要な時間・お金・体力などない」が21%です。



5) 市の取り組みとして重点的に緑化したり、緑化の支援をしていくべき場所 (複数回答)

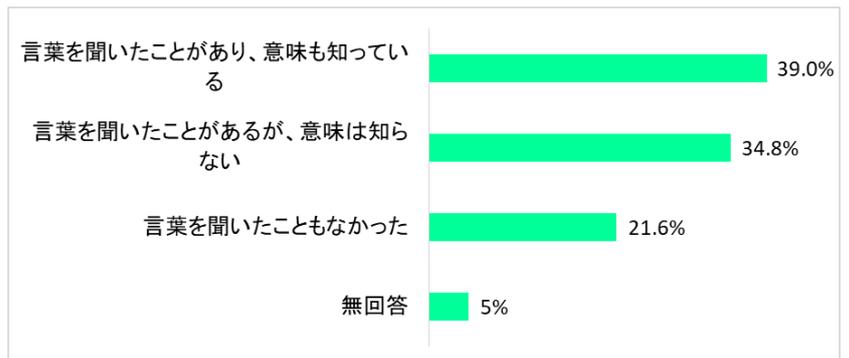
みどりを維持・増加していくための市の取り組みとして重点的に緑化したり、緑化の支援をしていくべき場所は、「公園・広場 (78%)」が最も多く、次いで「河川沿い (49%)」、「学校・公共施設 (地域市民センターなど) (43%)」、「道路 (街路樹) (38%)」となっています。



(2) 生物多様性について

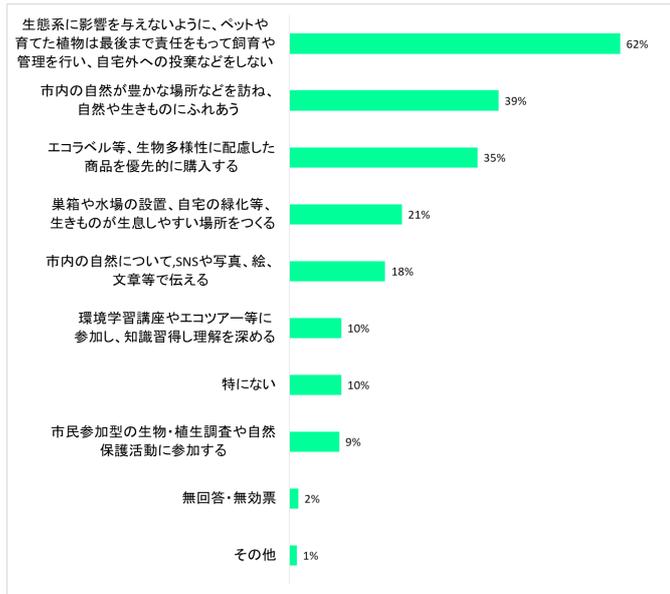
1) 『生物多様性』という言葉について

『生物多様性』という言葉について、39.0%が「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」、34.8%が「言葉を聞いたことがあがあるが、意味は知らない」と答えています。



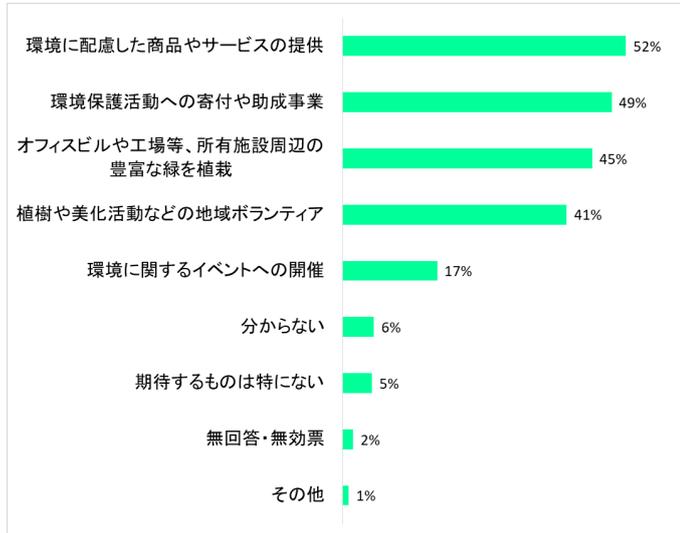
2) 生物多様性を保全するための市民としての取り組み（3つまで）

「生態系に影響を与えないように、ペットや育てた植物は最後まで責任をもって飼育や管理を行い、自宅外への投棄などをしない」が62%で最も多く、次いで「市内の自然が豊かな場所などを訪ね、自然や生きものにふれあう（39%）」、「エコラベル等、生物多様性に配慮した商品を優先的に購入する（35%）」となっています。



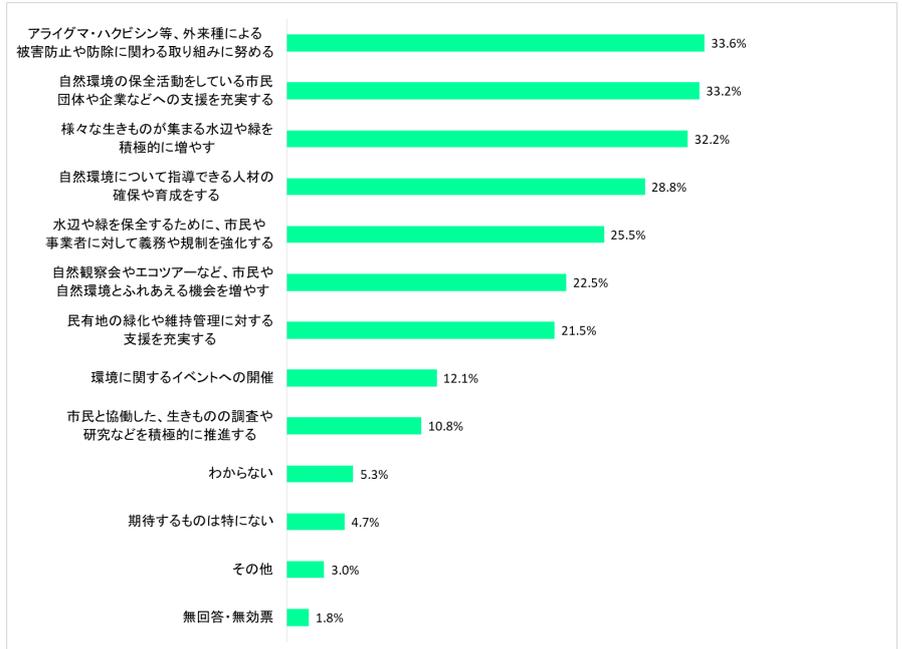
3) 生物多様性に配慮した企業などの事業者の活動（3つまで）

「環境に配慮した商品やサービスの提供（52%）」、「環境保護活動への寄付や助成事業（49%）」、「オフィスビルや工場等、所有施設周辺に豊富な緑を植栽（45%）」、「植樹や美化活動などの地域ボランティア（41%）」が上位を占めています。



4) 生物多様性を保全するために市に期待するもの（3つまで）

市に期待することは、「アライグマ・ハクビシン等、外来種による被害防止や防除に関わる取り組みに努める（33.6%）」、「自然環境の保全活動をしている市民団体や企業などへの支援を充実する（33.2%）」、「様々な生きものが集まる水辺や緑を積極的に増やす（32.2%）」、「自然環境について指導できる人材の確保や育成をする（28.8%）」、「水辺や緑を保全するために、市民や事業者に対して義務や規制を強化する（25.5%）」、「自然観察会やエコツアーなど、市民や自然環境とふれあえる機会を増やす（22.5%）」、「民有地の緑化や維持管理に対する支援を充実する（21.5%）」、「環境に関するイベントへの開催（12.1%）」、「市民と協働した、生きものの調査や研究などを積極的に推進する（10.8%）」、「わからない（5.3%）」、「期待するものは特になし（4.7%）」、「その他（3.0%）」が3割以上を占めています。



9 計画改定の考え方

本計画策定の課題と背景を踏まえ、計画改定における視点は次のとおりです。

(1) 基本方針の見直し

前計画のみどりの維持・管理と利用、気候変動への対応（みどりの機能の発揮）、生物多様性の保全の3つの基本理念に基づく基本方針とします。

(2) 生物多様性地域戦略としての計画策定

3つの基本方針のうち「生物多様性の保全」と、この基本方針に基づく推進施策を、生物多様性地域戦略として位置づけます。また、他の基本方針及び基本方針に基づく推進施策においても、生物多様性に配慮します。

(3) 緑地の確保目標の追加

みどりの量の目標である緑被率とみどり率に緑地の確保目標を追加します。

(4) 新たな基本方針に基づく推進施策の再編

前計画の施策の検証を踏まえ、みどりの維持・管理と利用、みどりの機能の発揮、生物多様性の保全の3つの基本方針に基づき、推進施策を再編します。

(5) 国、都の動きを踏まえた計画

持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、都市緑地法などの改正、緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～などの趣旨を踏まえた計画とします。

(6) 地域別のみどりの方針の設定

市内の地域別の現状と課題をとらえ、地域別のみどりの方針を掲げます。

(7) 新たな課題に対する対応方針の設定

利用頻度の低い公園の活用、公園・街路樹の危険な高木など、前回計画策定後に顕在化したみどりに関する問題を挙げ、対応方針を設定します。